

第2 - (1)号様式

建設工事共同企業体協定書（甲）（案）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 北九州市の発注に係る.....工事（当該工事内容  
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負  
(2) 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業  
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月  
を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、  
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 .....  
会 社 名 .....  
所 在 地 .....  
会 社 名 .....

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ  
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払  
金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも  
のとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者  
と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 ..... %  
会社名 ..... %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価す  
るものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工

の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、発注者の承認があるときは残存構成員が工事を完成するものとする。
- 3 前項の規定により工事を完成する者は、残存構成員1社による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。  
(共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第17条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

- 2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。
- 3 構成員のうちいずれかが建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ発注者の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。
- 4 前項に掲げる事由がある場合において、当該構成員以外の構成員に対し前項の措置をと

るよう発注者から申出があったときは、当該構成員以外の構成員は、これに応ずるものとする。

5 第3項の規定に基づく当該構成員以外の構成員からの要求に当該構成員が応じない場合又は前項の規定に基づく発注者からの申出に当該構成員以外の構成員が応じない場合は、発注者において共同企業体が北九州市工事請負契約約款第45条第1項の規定に該当するものとみなし、これらの規定に基づく発注者の権利を行使することを承諾するものとする。

6 前条第2項から第5項までの規定は、第2項及び第3項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項（前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外1社は、上記のとおり.....  
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 .....共同企業体

会 社 名 .....

氏 名 ..... 印

会 社 名 .....

氏 名 ..... 印

第2 - (2)号様式

建設工事共同企業体協定書 (甲)

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 北九州市の発注に係る.....工事 (当該工事内容  
の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負  
(2) 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体 (以下「当企業  
体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月  
を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、  
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	.....
会 社 名	.....
所 在 地	.....
会 社 名	.....
所 在 地	.....
会 社 名	.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ  
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金 (前払  
金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも  
のとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者  
と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名	.....	.....%
会社名	.....	.....%
会社名	.....	.....%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がいるときは、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(共同企業体結成後における構成員の破産、解散又は除名に対する処置等)

第17条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合、建設業法の許可の取消若しくは営業の停止を受けた場合、公共工事の受注者として適当でないような反社会的な行為を行った場合又は手形交換所による取引停止処分、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て等事実上の倒産状態にあり、著しく経営状態が悪いと判断される場合は、他の構成員全員の総意により当該構成員を除名することがで

きる。

3 前項の規定により構成員を除名する場合は、発注者に届け出てその承認を得るものとする。

4 前条第2項から第5項までの規定は、第2項の場合に準用する。

(構成員の加入)

第18条 前2条の規定による構成員の脱退、破産、解散又は除名(以下「脱退等」という。)により構成員が欠けた場合において、発注者の承認があるときは、残存構成員の総意により新たな構成員を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第3項(前条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....  
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 .....共同企業体

会 社 名 .....

氏 名 .....印

会 社 名 .....

氏 名 .....印

会 社 名 .....

氏 名 .....印

建設工事共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 北九州市の発注に係る.....工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地	.....
会社名	.....
所在地	.....
会社名	.....
所在地	.....
会社名	.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

.....	工事	会社名	.....
.....	工事	会社名	.....
.....	工事	会社名	.....

- 2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、第8条に規定する分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外2社は、上記のとおり.....

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 ..... 共同企業体

会 社 名 .....

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

会 社 名 .....

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

会 社 名 .....

氏 名 \_\_\_\_\_ 印